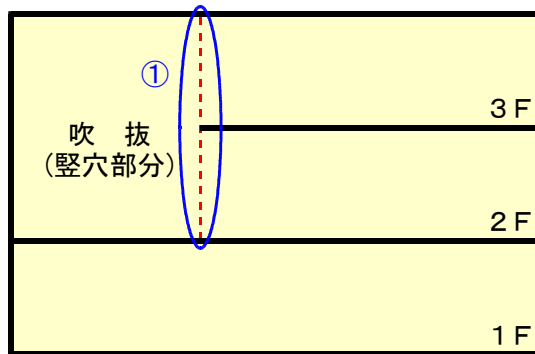
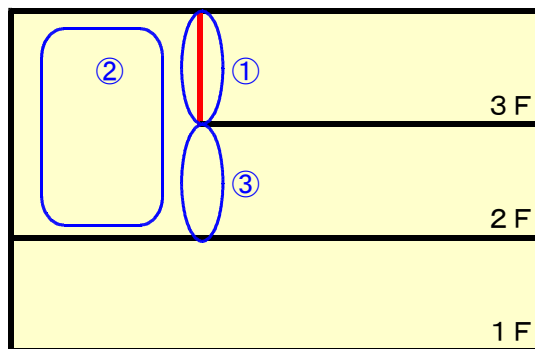


吹抜部分の堅穴区画(令第112条第10項)



- ①吹抜部分(堅穴部分)については、堅穴以外の部分と**準耐火構造の壁**又は**法第2条第九号の二ロに規定する防火設備**で区画する。



- ①中間階を含む2層の上部を**開口部のない耐火構造の壁**で区画する。
②2層で①のようにした場合、**吹抜として扱わない**。
*「建築物の防火避難規定の解説2012」アフターフォロー質問と回答(日本建築行政会議)より
③吹抜部分(堅穴部分)に該当しないので、**堅穴区画の必要がない**。

上記については、平成30年「健康づくりのためのスポーツ施設」の標準解答例②において、2階に計画されている多目的スポーツ室と温水プール室の区画の違いで示されている。